

久喜市菖蒲地区における中学校の統合に係る
新校基本計画

～ 子どもたちのより良い教育環境を目指して ～

令和2年12月23日

久喜市教育委員会策定

【 目 次 】

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
 2. 学校の適正規模・適正配置の推進について・・・・・・・・ p. 2
 3. 久喜市菖蒲地区におけるこれまでの検討の経緯・・・・ p. 4
 4. 久喜市菖蒲地区における中学校統合の効果・・・・・・・・ p. 6
 - (1) 生徒数、学級数の推移
 - (2) 久喜市菖蒲地区における中学校統合による効果
 5. 中学校の統合に関する基本的な考え方・・・・・・・・ p. 8
 - (1) 統合の方針について
 - (2) 中学校の統合に向けた考え方について
 - (3) 新校の基本的な事項について
 - (4) 統合による新校のすがた【学校教育目標の方向性など】
 - (5) 統合にあたって配慮すること
 - (6) 統合に向けたスケジュール（案）
 6. 本計画の実施体制について・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 12
 7. 学校施設の跡地利用の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 14
 8. 新校の開校に向けた今後のスケジュール(案)・・・・ p. 14
 9. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 15
- 巻末：今後のスケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・(全3枚)

1. はじめに

学校教育においては、子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れながら、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校においては、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えています。

このような中、本市における児童生徒数は、少子高齢化の進行による影響で、ピーク時の昭和59年度と比較すると、現在は概ね半数まで減少が進んでおり、市内の一部の学校では、複式学級の編制が見込まれているほか、クラス替えができない単学級の編制となるなど、学校の小規模化が進んでいる状況です。

このような学校の小規模化は、子どもたちを取り巻く教育環境に様々な影響を及ぼすだけでなく、日常の教育活動や学校運営についても、多くの課題が生じるものと懸念されます。

本市では、「未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり」を基本理念とし、次代を担う子どもたちが一人ひとりの持つ個性や能力を一層伸ばすための教育を充実するとともに、自ら学び、自ら課題を解決する力を身に付けた、心豊かなたくましい人づくりを目指しています。

この基本理念を実現するためには、学校の規模や配置の適正化を進めることが必要であると考えていることから、教育委員会では、平成29年1月に「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、小規模化の著しい学校について、学校統廃合等の検討を進めているところです。

こうした背景の中で、久喜市立菖蒲南中学校では、令和2年度の全校生徒数が106人となっており、全ての学年が単学級となるなど、小規模化が顕著となっております。

このようなことから、教育委員会では、久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申も踏まえ、子どもたちの教育環境をより良いものとするため、令和2年1月22日に、同校を久喜市立菖蒲中学校と統合することについて、方針を決定いたしました。

この基本計画は、両校の統合による新たな学校（以下、本計画において「新校」という。）が、次代を担う子どもたちにとって、教育環境の整ったすばらしい学校となるよう、その基本的な事項について定めるものであります。

2. 学校の適正規模・適正配置の推進について

学校の小規模化は、学校運営や教育活動に様々な影響を及ぼすとされていますが、具体的には、生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行いやすいというメリットがある一方で、学校行事や日常の集団学習において制約が生じるほか、人間関係が固定化しやすくなるといった、生徒数が少ないことを原因とする様々な問題点や教職員の配置、校務負担等に関する課題が生じるものと考えられます。

さらに、中学校の部活動では、競技に必要な部員数が確保できないため、やむを得ず休止または廃部となるなど、部活動の存続に関わるような課題も生じるものと考えられます。

このようなことを踏まえ、教育委員会では、次の基本的な考え方に基づいて、学校の適正規模・適正配置を進めています。

- ①多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること。
⇒このことにより、集団の中でルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や学力、体力を伸長させることが期待できます。
- ②クラブ活動や部活動等において多様な選択ができる規模であること。
⇒このことにより、希望に応じた活動の保障や、互いに高めあう効果が期待できます。
- ③一定の教職員数の確保が可能な規模であること。
⇒このことにより、教員相互の研修や、校務分掌の適正化を図ることができま
- ④学校の配置に当たっては、児童生徒の通学距離を考慮すること。
⇒学校統廃合または通学区域の変更を行う場合は、通学距離の延長に伴い教育条件が不利になる可能性もあることから、児童生徒の負担面、安全面に考慮した適切な通学条件や通学手段を確保する必要があります。

また、適正規模・適正配置の基準は、上記の基本的な考え方を踏まえ、次のとおりとしています。

【適正規模の基準】

小学校の望ましい規模：12学級から18学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能である、1学年2学級以上が望ましい。また、1学年1学級であっても相当数の児童数が確保されることが望ましい。

中学校の望ましい規模：9学級から18学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能であるとともに、部活動の活性化を促し、教科担任制と学習集団の弾力的な編制等の教員確保が可能となる、1学年3学級以上が望ましい。

【適正配置の基準】

小学校の通学距離：概ね3キロメートル以内

中学校の通学距離：概ね5キロメートル以内

ただし、学校統廃合等により基準とする通学距離を超える場合は、スクールバス等の通学手段を検討しています。

※通学距離は自宅から学校までの片道の距離とします。

【学校統廃合等の検討】

学校の適正規模・適正配置の推進の方策として、学校の規模や配置の適正化に伴う学校統廃合や通学区域の見直しは、関係学校の保護者、地域住民、学校関係者へその必要性を十分説明し、相互理解を図るとともに、より良い教育環境を整えるための共通の視点をもって検討を進めています。

①通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数と地域とのこれまでの関係などに配慮しています。

また、通学区域を見直す際には、保護者や地域住民に対し、その意義と内容を説明し、相互理解を図っています。

②学校の統廃合

学校の統廃合を進めるにあたっては、対象校の保護者や地域住民に対し、統廃合の趣旨、実施方法等について説明し、相互理解を図っています。

また、統廃合の手法における基本的な考え方は、次の2点を原則としており、保護者や地域住民の意見を尊重しながら取り組んでいます。

○新たな学校としての設置

「学校の統合」は、原則として対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数に関わらず、対等な関係の統合とします。

また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設等の状況により、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とします。

○設置場所

新たな学校は、原則として既存の学校を使用することとします。その際は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し決定します。なお、児童生徒の通学距離に配慮し、統合の対象とならない隣接校を含めた通学区域の見直しについても、地域住民との協議のもとに検討します。

③義務教育学校

本市では、義務教育9年間を一体的にとらえ、小・中学校9年間の学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視した小中一貫教育を推進しています。

したがって、学校統廃合を検討する際には、小中一貫教育を推進することも考慮し、保護者や地域の要望なども踏まえながら、施設一体型の小中一貫教育学校として、義務教育学校を新設することも検討しています。

3. 久喜市菖蒲地区におけるこれまでの検討の経緯

久喜市立菖蒲南中学校については、令和2年度から全ての学年が単学級となるなど、著しい小規模化による生徒への影響が生じているほか、学校運営上の課題が大きく、小規模校のメリットを生かすにも限度がある状況です。

このようなことから、教育委員会では、一定の生徒数を確保するために、同校に関して学校統廃合等の検討を進めてきました。その経緯は次のとおりです。

平成29年5月24日

久喜市立小・中学校学区等審議会に対し、久喜市立菖蒲南中学校を含む市内小・中学校4校について、学校統廃合等の検討をすることについて諮問。

平成29年12月10日

保護者、地域住民を対象とした説明会を開始する。

(※学校統廃合等の検討について、令和元年9月30日までに合計51回の説明会等を実施。)

平成30年12月21日

学校統廃合について関係学校の保護者にアンケートを実施し、集計する。菖蒲南中学校区では、小林小学校保護者のうち回答者の29.2%、栢間小学校保護者のうち回答者の47.4%は、学校統廃合に対して「反対」と回答。

平成31年2月6日

説明会等を実施したうえで、学校統廃合について小林小学校及び栢間小学校の保護者に改めてアンケートを実施し、集計する。

小林小学校保護者のうち回答者の38.7%、栢間小学校保護者のうち回答者の51.4%は、学校統廃合に対して「反対」と回答。

平成31年3月

アンケート結果を久喜市立小・中学校学区等審議会に報告。

同審議会の意見を踏まえ、令和3年4月の統合を目指していた統合の時期を見直し、令和4年4月の統合を目指すものとする。

時期の見直しについて、関係学校の保護者、地域住民に周知する。

令和元年11月1日

説明会等を重ねたうえで、学校統廃合について関係学校の保護者に改めてアンケートを実施し、集計する。

小林小学校及び栢間小学校の保護者のうち、回答者の3分の2以上が学校統廃合に対して「賛成」または「やむを得ない」と回答し、また、菖蒲地区全体では、回答者の約90%が「賛成」または「やむを得ない」と回答。

令和元年12月20日

久喜市立小・中学校学区等審議会から、久喜市立菖蒲南中学校の統廃合等の適否について、「学校統廃合が適当である」旨の答申書が提出される。

令和2年1月22日

久喜市教育委員会令和2年1月定例会において、久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校の統合について、方針を決定する。

統合の時期は令和4年4月1日、統合による新たな学校の位置は、現在の久喜市立菖蒲中学校の位置とする。

令和2年4月25日

関係学校の保護者、地域住民に対し、統合の方針決定に関する説明会を予定するが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、開催を中止する。

令和2年5月27日

「久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校の統合による新校設立準備委員会（以下、「準備委員会」という。）を設置する。

委嘱書等の交付、第1回会議の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、開催を延期する。

令和2年6月29日

準備委員会委員20名に対して委嘱書等の交付を行う。

また、第1回会議を開催。以降、適宜会議を開催し、新校の基本的事項について検討を進める。

令和2年12月10日

準備委員会で慎重に審議のうえ、第3回会議において、本計画（案）を承認する。

4. 久喜市菖蒲地区における中学校統合の効果

(1) 生徒数、学級数の推移

久喜市立菖蒲南中学校では、学校の小規模化が顕著となっており、令和2年度から、全ての学年が単学級となるなど、生徒数や学級数の著しい減少が見られ、今後についても、生徒数や学級数の増加は見込まれない状況です。

一方、久喜市立菖蒲中学校については、生徒数は概ね横ばいの傾向となっており、今後も1学年3学級の状況が継続するものと見込まれています。

(○令和3年度以降は令和2年5月1日現在の住民記録より推計した数値)

【久喜市立菖蒲南中学校】

年度	H29		H30		R元		R2		R3	
	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数
1年	41	2	33	1	36	1	38	1	37	1
2年	43	2	41	2	32	1	36	1	38	1
3年	38	1	43	2	42	2	32	1	36	1
合計	122	5	117	5	110	4	106	3	111	3

【久喜市立菖蒲中学校】

年度	H29		H30		R元		R2		R3	
	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数
1年	95	3	96	3	110	3	93	3	106	3
2年	109	3	94	3	98	3	111	3	93	3
3年	100	3	109	3	92	3	99	3	111	3
合計	304	9	299	9	300	9	303	9	310	9

【統合後の新校】 ○菖蒲中と菖蒲南中における見込み生徒数を合計したもの

年度	R4		R5		R6		R7		R8	
	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数	生徒数 (人)	通 常 学級数
1年	151	4	145	4	143	4	119	3※	108	3
2年	143	4	151	4	145	4	143	4	119	3
3年	131	4	143	4	151	4	145	4	143	4
合計	425	12	439	12	439	12	407	11※	370	10

※学級編制は法令等に基づき40人基準であるが、埼玉県の特例により、1年は38人で編制することもできる。1学級を38人以内で編制すると、1年が4学級、合計が12学級となる場合がある。

(2) 久喜市菖蒲地区における中学校統合による効果

久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校を統合することによって、学校全体の学級数は15学級(※通常学級12学級、特別支援学級3学級の合計)となり、一定の生徒数を確保できる適正規模の中学校となります。

このことによって、次のような効果が期待できると考えています。

【学校運営面】

- 運動会等の学校行事や、保健体育・音楽・技術家庭等の集団学習において、子どもの成長段階や学習内容に応じ、多様な教育活動を行うことができる。
- 学習集団の弾力的な編成等により、子どもたちに対して多様な指導方法をとることができる。
- 班活動やグループ活動における制約が生じにくくなる。

【生徒の学習・生活面】

- クラス替え等により、子どもたちの人間関係が多様化される。
- 集団の中で自己主張することや、他者とコミュニケーションをとる機会が多くなる。
- 子どもたち同士が切磋琢磨する環境の中で、意欲や成長を引き出せる。
- 多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れる学習を行いやすく、学び合いによる学習を充実できる。
- 部活動の選択肢が増え、人数の増加等による活性化が期待できる。
- 1学級における男女比の偏りが生じにくくなる。

5. 中学校の統合に関する基本的な考え方

(1) 統合の方針について

久喜市立菖蒲南中学校では、小規模化により子どもたちの教育活動における課題が生じることが懸念されていることから、子どもたちの教育環境の充実を図るため、次のとおり学校統廃合を実施します。

【統廃合等の方策】

久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校を統廃合し、統合による新たな学校を設置する。

【統合の時期】

令和4年(2022年)4月1日とする。

【統合による新たな学校の位置等】

現在の久喜市立菖蒲中学校の位置(久喜市菖蒲町上大崎860番地)とし、同校の施設を活用する。

(※令和2年1月22日 久喜市教育委員会において方針決定)

(2) 中学校の統合に向けた考え方

久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校の統合にあたって、教育委員会では、久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申も踏まえ、次の考え方に基づいて対応してまいります。

- 子どもたちの将来を見据えたときに、より多くの子どもたちと触れ合うことを通して、多様な人間関係を築き、切磋琢磨しながら成長できる、望ましい教育環境を整えます。
- 多様な教育活動の実践や学校施設等の整備により、子どもたちの教育環境の充実を図ります。
- 統合により通学条件が変わる子どもたちの通学については、通学路の安全対策の実施やスクールバス等を運行するなど、通学時の安全性を確保できるようにします。
- 久喜市立菖蒲南中学校を廃止した後の施設や跡地については、地域の実情を考慮しつつ、速やかに具体的な検討を進めます。

(3) 新校の基本的な事項について

①新校の名称について

準備委員会で慎重に審議した結果、名称は次のとおりとする考えです。

『(仮称)久喜市立菖蒲中学校』

これは、両校の沿革や地域性、在校生徒や保護者の意見を踏まえたものです。

②通学区域について

新校の通学区域については、統合に関わる現在の久喜市立菖蒲中学校及び久喜市立菖蒲南中学校の通学区域とすることについて、久喜市立小・中学校学区等審議会に諮問します。

③通学方法について

統合によって、通学距離が概ね5キロメートルを超える地域があり、交通量の多い道路（稲穂通り）を安全に横断することが困難である栢間地区（小林小学校への通学を可能としている菖蒲町柴山枝郷丸谷地区を除く。）在住の生徒に対しては、スクールバスを運行し、安全な通学手段を確保します。スクールバスの乗車生徒は約40人を見込んでおり、地域の道路状況などを勘案して、中型規模のバスを1台運行する予定です。

なお、スクールバスの運行本数、時刻、経路、乗降場所、早退時の対応など詳細については、関係の保護者等の意見を伺いながら、準備委員会で協議のうえ決定します。

そのほか、市長部局の関係課と連携し、必要な通学路の安全対策を進めます。

④新校の校章について

保護者・地域住民など関係者の意見を伺いながら、準備委員会で協議のうえ決定します。

⑤新校の校歌について

保護者・地域住民など関係者の意見を伺いながら、準備委員会で協議のうえ決定します。

⑥新校の制服等について

生徒や保護者など関係者の意見を伺いながら、準備委員会で協議のうえ決定します。

なお、基本的な考え方として、次の2点に基づき検討を進めます。

○統合時の新入生から、新しい制服等に改める。

○統合時の在校生については、買い替え等による保護者の負担に配慮し、現在の両校の制服等を使用できるものとする。

⑦新校の施設について

前述の方針のとおり、現在の久喜市立菖蒲中学校の施設を活用します。教育委員会では、統合に向けて、現在の同校の施設を十分に精査したうえで、必要な改修等を実施します。また、必要があれば別途「施設整備基本計画」を策定し、計画的に整備を実施してまいります。

(4) 統合による新校のすがた【学校教育目標の方向性など】

統合による新校では、本市の教育行政を推進するうえでの基本理念である、「未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり」の実現を図るとともに、現在の両校の学校教育目標等を踏まえながら、両校のこれまでの伝統や理念を受け継いで、次のような目標を掲げてまいります。

○新校の「学校教育目標」の方向性

『志高く、未来を切り拓く生徒の育成』

○自ら学ぶ生徒

○心豊かな生徒

○健やかな生徒

この方向性に基づき、統合までの間に、準備委員会及び関係学校において、新校の「学校教育目標」などの案を決定するほか、学校経営方針の素案、教育計画等を具体的に検討してまいります。

(5) 統合にあたって配慮すること

①統合前における子どもたちの交流について

統合により、対象校の子どもたちが戸惑うことのないよう、統合までの間に次のような取り組みを通して、出来る限り多くの交流機会を設けます。

・学校行事の合同実施

令和3年度にスキー教室を合同で行います。

(※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて見送ります。)

・部活動の合同活動

令和2年度から一部の部活動で合同練習等を行います。

・ICT化による日常の交流機会の確保

国が推進するGIGAスクール構想の早期実現を図り、児童生徒1人1台端末を活用したweb会議システムの実施環境を整えるなど、子どもたちが離れていても、日常的に交流を図ることができる環境整備を検討します。

②統合による環境変化への配慮

統合前後の学校生活の環境変化に対して子どもたちが不安を感じることをないよう、教育委員会では、次のような対応によって、出来る限り配慮してまいります。

・相談員、スクールカウンセラーによる相談体制の充実

子どもたちが新たな環境に慣れるまでの間、相談員やスクールカウンセラーによる相談対応を重点的に行います。

・いじめ等への対応

新たな環境における子どもたちの人間関係等のトラブルに対しては、学校、教育委員会、関係機関などが一体となって、速やかな対応に努めます。

③関係学校の保護者等の交流について

統合にあたって、PTAの運営や、保護者や地域住民同士の交流が円滑となるよう、統合までの間に次のような取り組みを行います。

- ・オープン参観の実施

両校における今後のオープン参観には、両校の保護者等が相互に参観できるようにします。

- ・PTA等を通じた保護者の交流

関係学校のPTAが主体となって、統合に向けてPTA活動の内容や規約のすり合わせを図るほか、保護者同士の交流機会を適宜設けます。

- ・地域行事を通じた交流

菖蒲地区「人権のつどい・少年の主張大会」など様々な地域行事のなかで、両校の生徒や地域住民等の交流をこれまで以上に図っていきます。

(6) 統合に向けたスケジュール (案)

時 期	概 要
令和2年 6月29日	準備委員会の第1回会議を開催 委員長・副委員長を選出したほか、専門部会を設置する。
令和2年 12月10日	準備委員会において、新校の名称案を決定するとともに、 新校基本計画(案)を承認
令和2年 12月23日	久喜市教育委員会定例会において次の議案を審議 ・新校の名称、位置に関して、久喜市立学校設置条例の一部改正に関する条例案を市議会に上程すること ・新校基本計画の策定
令和3年 2月	市議会に対し、久喜市立学校設置条例の一部改正に関する条例案を上程
令和3年 3月	久喜市立学校設置条例の一部改正に関する条例の議決 (※市議会の賛成多数で議決された場合) 統合時期、新校の名称及び位置について正式に決定
令和4年 1月～3月	閉校記念事業及び閉校式の実施 教育課程や行事計画等を決定し、備品や図書等を移動
令和4年 4月	新校開校(1日) / 開校式(10日前後)

6. 本計画の実施体制について

本計画は、次の組織や関係機関が一丸となって連携し、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、個々の事項について十分に協議・検討を進めるほか、各種施策を実施し、実現を図っていきます。

【教育委員会事務局】

久喜市教育委員会教育部学務課 小・中学校再編係

【市関係課】

財政部アセットマネジメント推進課、菖蒲総合支所総務管理課、
建設部建設管理課、同道路建設課、同道路河川課、
教育委員会教育部教育総務課、同指導課、同生涯学習課、同スポーツ振興課

【菖蒲中学校と菖蒲南中学校の統合による新校設立準備委員会】

○委員数 20人

○任期 令和2年5月27日～令和4年3月31日（新校開校の前日）

○委員の構成

・関係学校の保護者 8人

《菖蒲中学校区4人、菖蒲南中学校区4人》

・関係学校区の地域住民 4人

《菖蒲中学校区2人、菖蒲南中学校区2人》

・関係学校の教職員 4人

《菖蒲中学校長、教頭並びに菖蒲南中学校長、教頭》

・関係学校の学校運営協議会委員 2人

《菖蒲中学校1人、菖蒲南中学校1人》

・その他教育委員会が必要と認める者（学識経験者） 2人

《菖蒲中学校区1人、菖蒲南中学校区1人》

○委員長及び副委員長

委員長：柴崎和雄氏（小林小学校運営協議会会長）

副委員長：齋藤悦夫氏（菖蒲中学校運営協議会副会長）

○専門部会

総務部会《6人、部会長：長谷川朱實委員》

学校運営部会《7人、部会長：落合統一委員（菖蒲中学校長）》

通学・PTA部会《7人、部会長：須田博文委員（菖蒲南中学校長）》

○これまでの会議

令和2年 6月29日 第1回会議

令和2年 9月15日 第2回会議

令和2年12月10日 第3回会議

その他、令和2年7月から11月にかけて、各専門部会をそれぞれ2回開催。

○協議事項

- ①新校の名称、校歌及び校章に関する事
- ②新校の設置にかかる基本的な計画及びスケジュールに関する事
- ③通学方法、通学路その他の生徒の通学に関する事
- ④教育計画、学校経営方針、行事計画その他の学校運営に関する事
- ⑤防災及び警備計画並びにその組織に関する事
- ⑥学校の設備及び備品の整備等に関する事
- ⑦PTA、学校運営協議会その他の学校関係組織に関する事
- ⑧学校の閉校及び新校の開校に伴う記念事業に関する事
- ⑨その他学校統廃合及び新校の開校に関して必要な事項に関する事

○その他

- ・準備委員会の会議（専門部会を含む）は、原則公開としています。
- ・準備委員会の協議経過や決定事項は「菖蒲地区新中学校統合だより（久喜市教育委員会発行）」により、関係学校の保護者や地域住民に周知を図っているほか、市ホームページに関連記事を掲載しています。
- ・準備委員会の設置根拠

「久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱」
（平成31年久喜市教育委員会告示第14号、同年3月19日公布）

【その他の関係機関等】

- 統合対象校（久喜市立菖蒲中学校、久喜市立菖蒲南中学校）
- 学区内の関係小学校
（久喜市立菖蒲小学校、久喜市立小林小学校、久喜市立三箇小学校、久喜市立栢間小学校、久喜市立菖蒲東小学校）
- PTA（菖蒲中学校、菖蒲南中学校それぞれ）
- 学校運営協議会（菖蒲中学校、菖蒲南中学校それぞれ）
- 埼玉県杉戸県土整備事務所（県道の安全対策等）
- 埼玉県警察久喜警察署（交通規制・安全対策）

7. 学校施設の跡地利用の方向性

久喜市立菖蒲南中学校については、統合に伴い、令和4年3月31日をもって、廃止となる予定です。

その後の施設や跡地の利用については、「久喜市アセットマネジメント推進本部」（担当課：財政部アセットマネジメント推進課）を設置しており、全庁的な体制で検討を進めています。

8. 新校の開校に向けた今後のスケジュール（案）

本計画の巻末「今後のスケジュール表」のとおり（※全3枚）

9. その他

【久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱】

久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱

平成31年久喜市教育委員会告示第14号

(設置)

第1条 久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置を推進し、もって学校教育の充実を図ることを目的として行う学校統廃合に伴って新たに設置する学校（以下「新校」という。）に関する基本的な事項について検討するとともに、新校の開校準備を円滑に行うため、新校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、新校について次に掲げる事項を協議及び検討し、その結果を久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 名称、校歌及び校章に関すること。
- (2) 新校の設置にかかる基本的な計画及びスケジュールに関すること。
- (3) 通学方法、通学路、通学班その他の児童生徒の通学に関すること。
- (4) 教育計画、学校経営方針、行事計画その他の学校運営に関すること。
- (5) 防災及び警備計画並びにその組織に関すること。
- (6) 学校の設備及び備品の整備等に関すること。
- (7) P T A、学校運営協議会その他の学校関係組織に関すること。
- (8) 学校の閉校及び新校の開校に伴う記念事業に関すること。
- (9) その他学校統廃合及び新校の開校に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校統廃合の対象となる学校（以下「関係学校」という。）に通学する児童生徒の保護者
- (2) 関係学校の通学区域内に居住する者
- (3) 関係学校の長及び教職員
- (4) 関係学校の学校運営協議会の委員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から新校を開校する日の前日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(準備委員会の会議)

第6条 準備委員会の会議(以下この条及び次条において単に「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議の傍聴については、久喜市教育委員会傍聴人規則(平成22年久喜市教育委員会規則第3号、以下「傍聴人規則」という。)の規定の例による。この場合において、同規則の規定中「教育長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第8条 準備委員会は、第2条各号に掲げる事項の調査検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会の委員(以下「専門部会員」という。)の任期は、委員長の指名のあった日から新校を開校する日の前日までとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員長が準備委員会に諮った上で指名する者を充てるものとする。
- 5 部会長は、専門部会を代表し、会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 8 専門部会の会議は、専門部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 議事は、出席専門部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 10 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会員以外の者を専門部会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 11 専門部会の会議は、公開とする。ただし、専門部会長が必要と認める場合は、専門部会の会議に諮った上で公開しないことができる。
- 12 部会長は、当該専門部会での調査検討の結果を準備委員会へ報告するものとする。
- 13 専門部会の会議の傍聴については、傍聴人規則の規定の例による。この場合において、同規則の規定中「教育長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 準備委員会の庶務は、教育部学務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。 ※平成31年3月19日公布

【久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校の統合による新校設立準備委員会 委員名簿】

※任期：令和2年5月27日～令和4年3月31日

委員氏名	選任区分	専門部会	備考
関根 雅晴	生徒保護者	通学・PTA部会	菖蒲中PTA
水口 扇	児童保護者	学校運営部会	菖蒲小PTA
鈴木 富男	児童保護者	通学・PTA部会	三箇小PTA
松雪 裕美	児童保護者	学校運営部会	菖蒲東小PTA
森田 道明	生徒保護者	通学・PTA部会	菖蒲南中PTA
佐藤 由実子	生徒保護者	学校運営部会	菖蒲南中PTA
岩井 真樹	児童保護者	学校運営部会	小林小PTA
石井 秋代	児童保護者	通学・PTA部会	栢間小PTA
田村 守	地域住民	総務部会	菖蒲中区
小山 康弘	地域住民	総務部会	菖蒲中区
馬中 道男	地域住民	総務部会	菖蒲南中区
渋谷 栄一	地域住民	通学・PTA部会	菖蒲南中区
落合 統一	学校教職員	学校運営部会長	菖蒲中校長
野辺 茂樹	学校教職員	通学・PTA副部会長	菖蒲中教頭
須田 博文	学校教職員	通学・PTA部会長	菖蒲南中校長
谷 義明	学校教職員	学校運営副部会長	菖蒲南中教頭
齋藤 悦夫	学運協委員	総務部会	副委員長 菖蒲中CS
加藤 明子	学運協委員	総務副部会長	菖蒲南中CS
長谷川 朱實	学識経験者	総務部会長	菖蒲地区民生児童委員協議会長
柴崎 和雄	学識経験者	学校運営部会	委員長 小林小CS会長

(敬称略／選任区分順／同一区分内は選出母体からの推薦順)

【久喜市立小・中学校学区等審議会 答申書（写）】

久学審第10号

令和元年12月20日

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立小・中学校学区等審議会
会長 西崎 道喜

久喜市立小・中学校の統廃合等の検討について（答申）

平成29年5月24日付け久教学第293号において諮問のあった標記の件について慎重に審議を行った結果、（4）久喜市立菖蒲南中学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について下記のとおり答申します。

記

久喜市立菖蒲南中学校では、小規模校の特性を生かした教育活動を実践していますが、今後も生徒数の減少に伴う学級数の減少が見込まれる中で、多様な教育活動が実践しにくく、人間関係が固定化されやすいほか、教職員数の配置減少により、学校運営に支障が生じるなどの課題が懸念されます。

子どもたちの将来を見据えますと、より多くの子どもたちと触れ合うことを通して、多様な人間関係を築き、切磋琢磨しながら成長できる教育環境が望ましく、教職員の配置という観点からも、多くの教員から指導を受ける機会が確保できるよう、学校統廃合を実施することが適当であると考えます。

つきましては、久喜市立菖蒲南中学校は、久喜市立菖蒲中学校と統合し、令和4年（2022年）4月に、統合による新たな学校を現在の久喜市立菖蒲中学校の位置に開校することが望ましいと考えます。

附帯意見

学校統廃合の実施にあたっては、関係学校の保護者や地域住民の意見に十分配慮しながら、多様な教育活動の実践や学校施設の整備等により、子どもたちの教育環境の充実を図るとともに、通学手段については、通学時の安全性を確保するよう要望します。

また、廃止後の学校施設及び跡地の活用については、地域の実情を考慮しつつ、久喜市として全庁的に連携を図りながら、速やかに具体的な検討を進めるよう要望します。



久喜市菖蒲地区における中学校の
統合に係る新校基本計画

令和2年12月23日
久喜市教育委員会